

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	明治中期の識字状況：熊本県を中心に
Author(s)	鈴木, 理恵
Citation	教育科学, 33 : 5 - 35
Issue Date	2022-03-01
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/52211">10.15027/52211</a>
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00052211">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00052211</a>
Right	(c) 広島大学大学院人間社会科学研究科教育学教室
Relation	



# 明治中期の識字状況

— 熊本県を中心に —

鈴木  
理恵

## はじめに

明治期の識字状況については、和歌山県下五一か村、青森・群馬・滋賀・岡山・鹿児島各県、長野県北安曇郡常盤村や山口県玖珂郡などに関する調査の結果を対象として研究が進められてきた。<sup>1)</sup>川村肇や八鍬友広は明治初期の調査結果をもとに、近世の識字状況の特徴として地域や男女の格差が大きかったことをあげた。<sup>2)</sup>また八鍬は、明治後期の調査結果をもとに、学校教育の広がりに応じて自署率が高まったことを指摘している。<sup>3)</sup>

明治三二年(一八九九)以降は、陸軍省によって全国統一的に壮丁教育調査が実施された。その研究をもとに清川郁子は、リテラシーが明治後期から大正期にかけて急速に全階級に普及したと指摘する。<sup>4)</sup>明治三〇年代に就学率が上昇したことによって、全国的に学力が高まるとともに平準化されていったためである。

以上の先行研究から、明治期の識字状況について、初期まで地域や性による格差が大きかったものの、近代学校教育の全国的拡充に伴い、後期以降は徐々に格差が解消されていったようすが見えてくる。

本稿で検討するのは、学校教育の影響が開始することが予想される明治中期の識字状況である。主として扱うのは、明治二一年(一八八八)に熊本県で戸口調査に伴って実施された識字調査である。その結果は同年の『熊本県学事年報』に掲載されており、『熊本県教育史』や『熊本県史』で紹介されているもの<sup>5)</sup>の、踏み込んだ研究はなされていない。

この熊本県の調査は、一〇歳以上の県民約八〇万人を対象に、識字能力を「自己ノ姓名ヲ記シ得ル者」「自己ノ姓名ヲ記シ得サル者」「普通ノ公文類ヲ解シ得ル者」の三段階に分けて実施されたものである。それぞれの段階が県下一六郡区別に、「十年以上廿年未満」「廿年以上卅年未満」「卅年以上」の年齢層に分けて記載されている。そのため、近代学校教育を受け始めた世代と受けていない世代のそれぞれの識字レベルを検証できる。近世的状況を脱して近代的公教育が広まりつつあった明治中期の識字状況を研究するような様相を呈するのか、熊本県を事例として探ってみたい。

第一節で先行研究を概観し、明治中期の識字状況を研究する意義を確認する。第二節では、熊本県の調査結果を検

討し、他県との比較を通して熊本県の識字状況を明らかにする。第三節では広島県の小学校の授業案や試験関連史料を検討することによって、学校教育が児童にどのように識字能力を身につけさせたのか考察する。以上のように本稿では、明治中期の識字状況についての量的および質的に把握することを目的とする。

## 第一節 明治期の識字状況 — 先行研究の概観 —

現在確認されている最も古く組織的な識字調査は、明治七・八年に和歌山県で実施されたものである。五一か村の男女一万人余りに対する調査の結果が残されている。この調査では識字能力を、文通ができる、姓名を自書できる、文字を知らない、の三段階に分けていた。調査結果を分析した川村肇は、以下の四点を指摘する。<sup>6)</sup>第一に、文通可能層は男性で二割に満たず、女性に至っては五分にも満たないというのが一般的である。第二に、男女の能力差が著しく、文通可能な女性が一人もいない村が七割を超え、女性の非識字率が一〇〇%という村も三割ほどに及んだ。第三に、文通可能な者が多い村と文字を知っている者が多い村が一致するわけではない。第四に、村によって識字状況に差がある。

明治一〇年以降、滋賀県(明治一〇～二六年)・岡山県(明治二〇～二六年)・鹿児島県(明治一七～二二年)・群馬県(明治一三年)では六歳以上を対象に、青森県(明治一四年)では全人口を対象に、自己の姓名を記し得る者と記し得ない者を調査した。その結果から、県による識字率の格差が大きく、どの県においても男女差が大きいことや、年を経るに従って識字率が上昇する傾向を看取できるといふ。<sup>7)</sup>八畝は明治一〇年から一二年までの滋賀県の郡別の自署率について検討し、男性の自署率はおおむね高くて郡による大差はないのに対し、女性の場合は郡により最高と最低で五〇%以上の差があったことを指摘している。<sup>8)</sup>

明治一二年(一八七九)に実施された山口県玖珂郡の調査結果に関しても、八畝によって詳細に分析されている。<sup>9)</sup>

八八学区の全住民約一三万五千人の自署率は三六・三二%であり、男性は五四・九六%で、女性は一六・四八%であった。男女差とともに地域格差が大きかった。男女合計の自署率で見ると、最低の地域は二二・九九%に留まり、最高は六七・六八%に及んだ。男性では一九・二五%から九八・三〇%、女性では〇%から六八・四八%の間に分布した。地域格差の要因として、八畝は住民の職業が関係していたと指摘する。農業は識字を促進する要因にはならなかったが、商工業率の高い地域では自署率が高い傾向にあったという。

明治一四年（一八八一）には長野県北安曇郡常盤村において一五歳以上の男性八八二名を対象とした調査が実施された。小林恵胤によって紹介された調査結果は極めて具体的な情報を与えてくれる。識字者をそのレベルに応じて六段階に分けていた。その項目と結果は、「較自名自村名ヲ記シ得ル者」が三六三名（約四一%）、「較日常出納ノ帳簿ヲ記シ得ル者」が一二八名（約一五%）、「普通ノ書簡并ニ証書類ヲ自書シ得ル者」が三九名（約四%）、「普通ノ公用文ニ差支ナキ者」が一七名（約二%）、「公布達ヲ読得ル者」が八名（約一%）となっている。最高のレベルを示す「公布達及新聞論説ヲ解説シ得ル者」は一五名（二%）で、その多くを戸長や副戸長の経歴を持つ者が占め、ほかには教員、元手習師匠、神官、医者等が含まれていたという。非識字者を指す「数字及自名自村名ヲ読且記シ得ザル者」は三一二名で三五・四%を占めていた。

常盤村民の識字率（六段階の識字者総数が全体に占める割合）を年齢層別にみると、一〇代（一五歳以上）で約七六%、二〇代で約七七%、三〇歳以上で約五九%であった。年齢層が高くなると識字率は低くなる傾向にあった。調査の目的や方法については不明だが、女性や年少男性を対象から除外していることは、特定の目的をもっていたことをうかがわせる。公用文や布達をどのくらいの男性が読解できるか把握するための調査だったのかもしれない。

右の先行研究から、明治前期の識字状況は、次のようにまとめられる。県によって違いがあったのみでなく、県の中でも郡区によって、さらに郡区の中でも町村によって大きな格差があった。各地域の住民の階層や職業が識字状況の違いをもたらす要因となっていた。また、男女によって識字能力に大きな差があり、女性の識字率は極めて低

かった。

こうした識字状況は明治期になって突然現出したわけではなく、遅くとも近世末期までさかのぼれるはずである。かつて研究者の間で「近世民衆の識字能力は高かった」と確かな根拠もなく言われていたし、<sup>11</sup>現在でもそうした言説を見かけることがある。しかし、明治前期の識字率の数値はそうした見方に修正を迫るものである。

江戸時代は地域、身分、職業、性などによって識字レベルに濃淡があったとみなすのが適切である。一八世紀の終わりに鹿児島を旅した橋南谿は『東西遊記』に次のように記している。<sup>12</sup>

鹿児島町の女の子の手習ふ事なし。いかなる故にやと問に、女の物かくは文づかひの便り有て淫乱のもとひなり。無筆なればおのづから不自由にて自然に身持堅固なりといふ。其愚痴成事笑ふべし。(中略) 其在々に至りては男さへ文字の道知らず、たとへの物を以て其情を通ぜり。

文字を知れば淫乱になるとして女性に手習いをさせない因習があった。文字を知らない鹿児島男女は、「恋し」と書く代わりに紙に包んだ小石を贈るといったように、物で情を伝えたという。右の記述の真偽は不明である。『東西遊記』は純粋な紀行文ではなく、奇事異聞を集めて出版したものであることから、右の記述は南谿によって誇張されたのだから、当時の日本にあっても極端な事例といえるだろう。また、一八世紀末といえば、手習塾が全国的に普及し始めた頃であるため、南谿の見た鹿児島町の状況はその後改善されたのではないかと期待させる。しかし、明治一三年(一八八〇)の鹿児島県旧薩摩地域の自署率は、男性が三七・四三%、女性が四・四五%に留まった。<sup>13</sup>南谿の記述をあながち脚色と退けることはできない。

江戸時代以来の身分や職業に規定された識字状況は、明治後期に学校教育が拡充すると変化した。八銖は、明治二七年(一八九四)の岡山県郡区別の自署率調査をもとに、識字能力が、従来の世代間継承から学校教育によって獲得されるようになったことを明らかにしている。<sup>14</sup>

本稿で扱う明治二一年の熊本県調査では、明治一四年の長野県北安曇郡常盤村と同一七年の岡山県の、中間期における地域別・世代別の識字状況を見ることが可能である。

## 第二節 熊本県の識字状況

### (1) 調査の概要

明治二一年の『熊本県学事年報』<sup>16</sup>に「熊本県管内文字有無ニ関スル種別概表」が三頁にわたって掲載されている。これは、一〇歳以上の熊本県民約八〇万人を対象に実施された識字調査の結果をまとめたものである。年齢層を「十一年以上廿年未満」「廿年以上卅年未満」「卅年以上」に分け、識字能力を「自己ノ姓名ヲ記シ得ル者」「自己ノ姓名ヲ記シ得サル者」「普通ノ公文類ヲ解シ得ル者」に分けて、しかも郡区別に結果が記載されている。

他県の調査では、「自己ノ姓名ヲ記シ得ル者」と「自己ノ姓名ヲ記シ得サル者」の二区分で実施された。そのため、「自己ノ姓名ヲ記シ得ル者」が自署以上にどれほどの読み書き能力を有していたのかは不明である。熊本県の調査の場合には、「普通ノ公文類ヲ解シ得ル者」が加えられているため、識字のレベルを、自署できる程度の層と公文類を理解できる層に分けてとらえることができる。公文類理解の項目があったがゆえに、一〇歳以上を対象として調査が実施されたと考えられる。

本稿では、「自己ノ姓名ヲ記シ得ル者」の割合を「自署率」と、「普通ノ公文類ヲ解シ得ル者」の割合を「公文理解率」と、「自己ノ姓名ヲ記シ得サル者」の割合を「非識字率」と表記する。また自署率と公文理解率を合わせた割合を「識字率」とする。年齢層については、「十一年以上廿年未満」を「一〇代」、「廿年以上卅年未満」を「二〇代」、「卅年以上」を「三〇歳以上」と表記する。

「熊本県管内文字有無ニ関スル種別概表」の欄外に「本表ノ計數ハ県下各警察署ニ於テ明治廿一年ノ初メヨリ全年

末迄ノ間タニ戸口調査等ノ節便宜取調ヘタルモノナリ」と記されていることから、この識字調査が一年間に及ぶ警察署の戸口調査に伴って実施されたことがわかる。

明治一八年四月の熊本県「戸口調査準則並心得」（庁第四七号）によれば、戸口調査は「既犯ハ之ヲ潜匿シ得サラシメ、未犯ハ之ヲ警防スル」こと、すなわち治安維持を目的とした。そのため「警察上最モ必要ノ務ナレハ精密ニ注意スルヲ要ス」と精密に実施することが求められた。戸口調査の事務は巡査が担当した。各郡区に対応した警察区画の巡査が、受持担当を定めて調査することになっていた。<sup>17)</sup> 明治二一年の各警察区画において巡査一人が担当する戸数と人口は、熊本区警察署の一〇七戸五〇八人を最少として、天草郡警察署の五三一戸二五七八人を最多とする。<sup>18)</sup> 年間をかけて調査するのに決して無理な数とはいえないが、担当戸数の多寡によって巡査の識字調査に精粗が生じた可能性はある。警察による人口調査は府県によって精粗があったことが指摘されている。<sup>19)</sup> 熊本県の戸口調査がどれほど厳密に実施されたのか分らない。

戸口調査に際しては、受持担当部内の住民をあらかじめ甲乙丙の三種に区分することになっていた。甲号は「官員及ヒ資産常識等アリテ疑ナキモノ」で、年に一回調査することになっていた。乙号は、「貸坐敷旅籠屋料理屋亭売店」<sup>20)</sup>「雇人請宿諸職人及ヒ之ヲ雇役スル家」「裏長屋貧民及車夫等」「多人数集会出席スル場所」を対象とし、隔月一回調査することになっていた。丙号は「監視ノ刑及ヒ処刑放免後ノ者或ハ不審ト見認メタル者又ハ無産無職其他悪評アルモノ、類」で、これに該当する対象者については毎月一回調査しなければならなかった。<sup>20)</sup>

識字に関する調査が具体的にどのよう to 実施されたのか不明である。戸口調査に付随しておこなわれたことから推して、巡査が、それぞれの受持地区を一年間かけて巡回しながら、各戸の構成員の識字能力について、三段階の選択肢から申告させたのではないかと考えられる。構成員全員に筆記させて実際に確認したわけではないだろう。それでも、各戸を巡って調べられたものであるならば、その結果は信用に足りるだろう。

戸口調査は毎年実施されたが、警察署によって全戸を対象とした識字調査が実施された事例は明治二一年熊本県の



ほかに確認できなかった。また、熊本県の『警察要務』にも、識字調査に関する一切記載されていない。

以上のように、明治二年の熊本県識字調査は、目的や方法に疑念が残るものの、熊本県警察署主管のもとで一〇歳以上の県民を対象に識字能力を三段階に分けて実施された調査であることから、検討してみる必要はあるだろう。

## (2) 郡区・男女間の格差

表1は、明治二年の四県の自署率をまとめたものである。他県と熊本県で調査方法が異なるために比較が難しいものの、相対的にみると熊本県民の識字率は低かったことがうかがえる。特に女性の識字率が低く、そのために男女差が四〇%と大きくなっている点が特徴的である。

熊本県の男女を合わせた識字率（表1の自署率）三七%を基準にすると、識字レベルによって県下一六郡区を四群に分けることができる。最上位の熊本区、山本・山鹿郡（いずれも、男女を合わせた識字率は五〇%代）、上位の託麻・合志・玉名・飽田・菊池・上益城郡（同四〇%代）、中位の阿蘇・宇土・下益城・八代郡（同三〇%代）、下位の天草・球磨・葦北郡（同二〇%前後）である。熊本県の北半分に位置する郡区で識字率が比較的高く、南半分で低い傾向にある。識字率が最も高い熊本区の一七八・九一%と、最も低い葦北郡の一七・八四%の間に、四〇%以上の差がある。

各郡区の識字状況を男女別に示したのが図1である。図1—1によれば、男性は全体的にみると自署率が四四・九四%、公文理解率が二一・〇七%、非識字率が四三・九九%である。非識字率に注目すると、最も低い山鹿郡と最も高い葦北郡で四五・〇四%の差がある。図1—2によれば、女性では全体的にみると、自署率が一三・九四%、公文理解率が一・五四%、非識字率が八四・五二%であ

表1 1888年の4県の自署率

県名	男性	女性	全体
滋賀県	89.32	58.73	73.99
鹿児島県	39.90	6.47	22.41
岡山県	66.91	44.11	56.00
熊本県	56.01	15.48	37.00

出典：八嶽友広「明治期日本におけるリテラシーの多層性」『民衆史研究』88、2014年、p.8  
表1をもとに作成。

註：滋賀・鹿児島・岡山県については6歳以上の「自己ノ姓名ヲ記シ得ル者」の割合を、熊本県については10歳以上の識字率を示した。

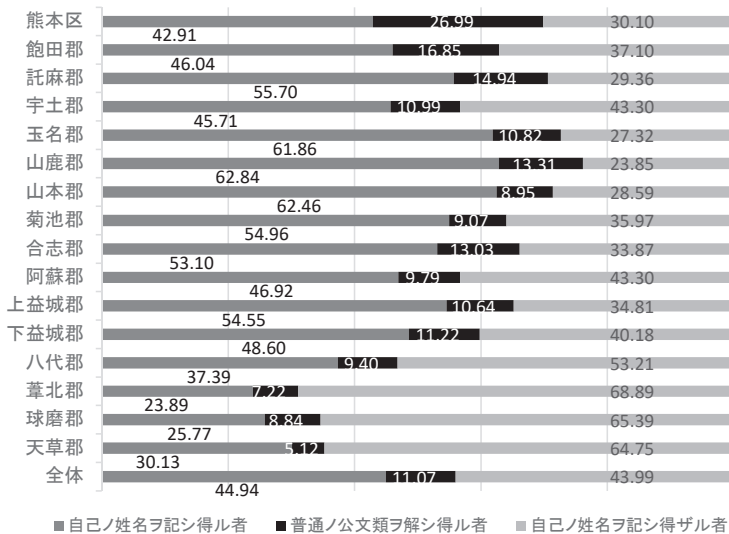


図 1-1 郡区別にみた明治21年熊本県男性の識字状況 (%)

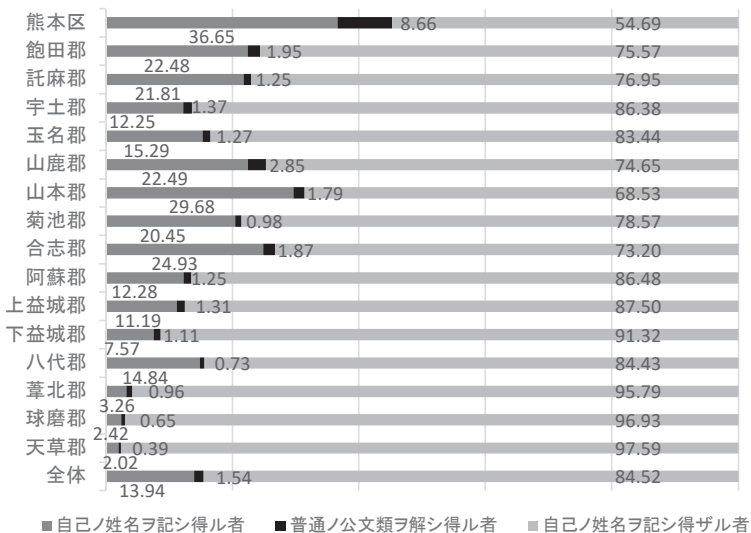


図 1-2 郡区別にみた明治21年熊本県女性の識字状況 (%)

る。非識字率が最も低い熊本区と最も高い天草郡で四二・九〇%の差がある。

図1-1と図1-2をもとに非識字率の男女差が特に大きい郡区を挙げれば、玉名・上益城・下益城・山鹿郡で、いずれの郡でも五〇%以上の差がある。これらのうち、玉名・山鹿郡では男性の非識字率が低いために女性との差が大きくなっている。男女差が比較的小さいのは、熊本区、葦北・八代・球磨・天草郡で、いずれも約二五%から約三三%の範囲に収まる。熊本区では男女いずれも非識字率が比較的低いために、葦北・球磨・天草郡については男女いずれも非識字率が高いために、差が小さくなっている。

右のように熊本県の識字状況は劣悪であり、地域差も男女差も大きかった。他の県でもこのように地域格差が大きかったのだろうか。徴兵適齢者に限定して、表

2に、千葉・熊本・石川・京都の各府県での郡区（もしくは検査所）別の非識字率を、高いほうから順番に挙げた。調査の対象となった徴兵適齢者は、明治元年前後に誕生しており、近代学校教育を受け始めた最も早い年代にあたる。

熊本県では、県下一六郡区の徴兵適齢者六五二〇名を対象に、教育程度を七段階に区分している。「獣医学卒業ノモノ」「医学卒業ノモノ」があわせて九名、「初等中学科ヲ卒業セシモノ」「高等小学科ヲ卒業セシモノ」一・七五%、「尋常小学科ヲ卒業セシモノ」六・〇三%、「自己ノ氏名ヲ記シ得ルモノ」六四・



図2 明治21年の熊本県の郡区

出典：「明治21年市制町村制施行当時の区画図」（『熊本県史近代編1』熊本県、1961年、巻末資料）をもとに作成。

六三%、「全く不文ニシテ自己ノ氏名ヲ記シ得サルモノ」二七・二七%であった。自己の氏名を記すことのできない者の割合を「全く不文」と表記して表2に挙げた。非識字率が最も低い山鹿郡と最も高い葦北郡で五〇%以上の差が開いていた。

千葉県については、一七検査所での九一六七名を対象にした調査の結果である。<sup>21)</sup> 三段階に分けられた教育程度とそれぞれの割合は、「小学校卒業以上ノ教育ヲ受ケシ者」三・三五%、「いろは及姓名ヲ読ミ書シ得ル者ヨリ小学校卒業迄ノ教育ヲ受ケシ者」七三・七六%、「一丁字ヲモ読ミ書キシ能ハサル者」一二・八九%であった。この調査においては、「単ニ姓名ノミヲ読ミ書シ得ル者」は「読ミ書キシ能ハサル者」に分類されている。それは、「単ニ姓名ヲ読

表2 徴兵適齢者の非識字率の地域差に関する比較

順位	明治19年千葉県		明治21年熊本県		明治21年石川県		明治22年京都府	
	一丁字ヲモ読ミ書キシ能ハサル者		全く不文		教育ナキモノ		一丁字ナキ者	
全		22.89		27.27		15.10		13.44
1	北條 (安房・平郡郡、朝夷郡の一部)	39.14	葦北郡	64.75	河北郡	24.51	紀伊郡	26.68
2	湊 (天羽郡)	34.76	天草郡	62.26	羽咋郡	21.21	乙訓郡	24.50
3	大多喜 (夷隅郡)	34.42	球磨郡	49.40	鳳至郡	17.21	宇治郡	24.16
4	銚子 (海上郡)	33.18	阿蘇郡	31.42	鹿島郡	16.73	葛野郡	24.04
5	前原 (長狭郡、朝夷郡の一部)	32.43	八代郡	30.02	能美郡	14.96	相楽郡	20.95
6	松戸 (東葛飾郡)	24.86	宇土郡	29.28	珠洲郡	12.81	南桑田郡	17.85
7	野田 (東葛飾郡)	20.33	下益城郡	24.52	石川郡	12.10	愛宕郡	17.00
8	千葉 (千葉郡)	20.09	上益城郡	19.61	江沼郡	7.02	綴喜郡	16.54
9	木更津 (望陀・周准郡)	19.80	玉名郡	17.79	金沢区	4.52	天田郡	14.04
10	茂原 (長柄・上埴生郡)	18.37	飽田郡	16.96			上京区	11.71
11	多古 (香取郡)	18.10	託麻郡	16.09			久世郡	11.68
12	東金 (山辺・武射郡)	17.92	山本郡	15.22			熊野郡	11.63
13	佐原 (香取郡)	17.07	合志郡	14.39			船井郡	10.73
14	八日市場 (匝婁郡)	16.67	菊池郡	13.23			何鹿郡	10.53
15	鶴舞 (市原郡)	14.26	熊本区	12.03			北桑田郡	9.56
16	木下 (南相馬郡、印旛郡の一部)	11.05	山鹿郡	11.26			下京区	8.69
17	佐倉 (下埴生郡、印旛郡の一部)	9.66					中郡	8.00
18							加佐郡	6.74
19							竹野郡	6.25
20							与謝郡	6.17

出典：千葉県：「明治十九年千葉県徴兵検査検丁教育比較表」(『統計集誌』57号、1886年、pp.158-159)  
 熊本県：「徴兵適齢者教育有無ニ関スル種別表」(明治21年『熊本県学事年報』p.30)  
 石川県：「明治廿一年徴兵適齢者検丁教育調査表」(『石川県第十六学事年報』3丁)  
 京都府：「京都府徴兵学力試験成績表」(『大日本教育会雑誌』92号、1889年、pp.977-979)

ミ書キシ得ル者ハ、多クハ検査所ニ出頭スル前、父兄若クハ戸長ニ其姓名ヲ教ヘラレシモノナレハナリ」という理由からであった。付け焼き刃で自己の姓名をかるうじて読み書きできるようになっても、識字能力があるとはみなされなかつたのである。非識字率の最も高い北條と最も低い佐倉で、約三〇%の開きがある。

石川県の調査は、九郡区の四五八三名を対象に、教育程度を九区分して実施された。「往来物四則算」二七・三四%、「往来物加減算」一一・三〇%、「四則算自姓名」一・〇五%、「自姓名加減算」七・三八%、「往来物」二・一四%、「四則算」〇・〇四%、「加減算」〇・二六%、「自姓名」三五・三九%（以上が「教育アルモノ」）、「教育ナキモノ」一五・一〇%となる。そのなかの「教育ナキモノ」（書算ヲナシ得サルモノ）について、各郡の割合を表2に示した。実際に書かせてそれぞれの能力を検査官が確認したわけではない。また、受検者のなかには、謙遜したり、調査結果が兵種選定に影響すると誤認したりして、実際の能力より低く申告する者が少なかつたため、調査結果は現実をそのまま映し出したものではなかつたようである。<sup>23</sup> それでも、非識字率が最も高い河北郡と最も低い金沢区との差は約二〇%に留まつている。

京都府については、二〇郡区の七二〇五名を対象に「教育普及ノ程度試ミノ為メ学力ノ試験ヲ執行シタル成績」である。<sup>24</sup> 四段階に分けられた成績とそれぞれの割合を示せば、「読書算術普通ノ学力ヲ具フルモノ」一一・四%、「書牘ヲ往復シ得ルモノ」二五・二%、「姓名ヲ記シ得ルモノ」五一・三%、「一丁字ナキ者」一三・六%であつた。「一丁字ナキ者」を郡区別に示したのが表2である。紀伊郡と与謝郡で約二〇%の差に留まつている。

右の徴兵適齢者対象の調査でも、第一節でみた明治前期の各県の識字調査でも、自署できることと一丁字ない状態の間に一線を画していた。その差が言語認識に影響を及ぼすと認識されていたことが次の史料からうかがえる。明治三二年の『私立石川県教育会雑誌』に掲載された、谷内屋七「普通教育ト兵役」という記事の冒頭部分である。<sup>25</sup> 谷内は自身が六週間現役兵として入営した経験をもとに記している。

予等人営スルヤ学科トシテ始メ一週間中ニ於テ室内起居ノ定則、所属武官ノ官姓名、銃ノ分解順序、各部名称、

陸軍礼式、武官ノ階級服制及兵種ノ識別、軍隊内務及服従ノ定則、営中日課、勅諭講義、読法等ヲ授ケラレ、是カ暗記ヲ命セラレタリ、事項易々タリト雖モ厘毫モ違ヘス咄嗟ノ間ニ言出シ得ル様ニ暗記スルハ稍々難シトスル所ナリキ、予ハ此時感セリ、彼レ眼ニ一丁字ナキ新兵カ生来未タ見聞セサル若シアリトスルモ多ク其名称ヲ異ニセル言語物品ヲ以テ充タサレタル兵營ニ入り恰カモ別世界ニ生レタル如ク、着ルコトモ知ラス寢ルコトモ知ラサル者カ、之等ノ学科ヲ授ケラレ之カ暗記ヲ命セラル、時ニ如何斗リ困難ヲ感スルヤラント。宜ナリ上官ヲ言ヒ捨テニシテ叱セラレ、己レノ姓名ニ尊称ヲ付シテ嘲ケラル、コトアルヤ、コハ尚ホ珍ラシトスルニ足ラス、鉄砲ト云ヘハ知ルモジウ（銃）ト云ヘバ往々ボウ（帽）ト間違ヘ舍内ト舍外ノ区別ハ弁スルコト能ハス、シンタイ（身体）トシンダイ（寢台）トハ識別シ得ス、カハグ（皮具）ノ手入レヲ命セラレテカワヤ（廁）ニ走ル者サヘ無キニアラストカヤ、況ンヤ前記ノ如キ諸項ヲ知得スルニ於テハ其辛苦推察セラルヘキナリ。

入営直後の一週間で種々の定則などを授けられることになっていた。「眼ニ一丁字ナキ新兵」は、物品の異称さへ理解できず、銃を帽と間違い、舍内と舍外を区別できず、皮具の手入れを命じられて厠に走るといった調子であったことから、何についても時間を要したという。文字の読み書きができるということが、軍隊生活への適応に関わる問題としてとらえられていたことがわかる。

表2の四府県では調査の方法や項目が異なっているために府県間を比較することはできないが、各府県内での地域差を比較するには参考になる。石川県や京都府では、全域で非識字率が低い傾向にあり、しかも地域差が小さかったのに対して、熊本県では一部の郡の非識字率が高かったために、地域差が開いた。このような格差をもたらした要因は何だったのだろうか。

他府県に比べて地域格差が大きいことは、熊本県の変化に富む地形と、それに伴う民業の多様性が関係しているのではないだろうか。県中央部の飽田・託麻郡は平坦で腴田が多かった。上益城・菊池・山本・山鹿・合志郡は山野が相半ばし、宇土郡は海中に斗出していた。下益城・玉名・八代郡は山がちではあったが沿海部には腴田が広がった。

識字率最上位の熊本区・山本郡・山鹿郡のうち、熊本区は近世以来政治や経済の中心地であり、男女ともに士族の割合が高かった。<sup>26)</sup> 明治前期の特徴的民業として大工職・穀物屋・呉服太物屋・酒受売屋・煙草職・旅籠屋などがあげられる。<sup>27)</sup> 山本郡は消費都市である熊本区に近いことから、一部の町で商業が発達した。こうした環境が住民の識字率を上げることにつながったと考えられる。

県南の葦北郡は、鹿兒島県に接した海沿いで、山岳が連なり土地は痩せていた。阿蘇・球磨郡は四方を山で囲まれ、土地は痩せて原野が茫漠と広がっていた。なかでも球磨郡は球磨川の便によって八代海に通じるに過ぎなかった。天草郡は約一二〇の島からなり、全島で平地に乏しかった。<sup>28)</sup> 非識字率が特に高い球磨・葦北・天草郡はいずれも県南に位置した。

以上のように熊本県は、県中央部の平野部を除いて、山稜地帯と平地が混在する郡が多く、山間部、沿海地域、島嶼部といった地勢の多様性が、商業、農業、<sup>29)</sup> 漁業、<sup>30)</sup> 牧畜業、狩猟業といった生業の多様性につながった。

近代学校教育の影響を受ける以前の識字状況が職業と関係し、農業は識字能力の向上に結びつかず、商工業が能力を高めたことは指摘されている。<sup>31)</sup> 表2の徴兵適齢者は、学校教育を受け始めた世代ではあるものの、職業に左右される傾向は継続していたのではないだろうか。

### (3) 世代間の格差

熊本県の識字調査結果は、三〇歳以上、二〇代、一〇代の三層に分けてまとめられていることから、識字状況の世代による違いについて検討してみたい。三〇歳以上については、学校教育の影響を無視してよいだろう。というのも、一八八八年に三〇歳であった者は、学制が頒布された一八七二年にすでに一四歳であった。小学校の学齢が六〜一四歳であったことに鑑みれば、三〇歳以上に就学経験を有する者がいたとしても微々たる数に過ぎなかったはずである。二〇代は学校教育を受け始めた最も早い世代であるが、未だ就学率は低かったから、学校教育を受けていない者



が多く混在していた。一〇代は学校教育の影響力が最も大きい年代である。

以上のことを踏まえて、図3によって識字状況の世代間格差を確認してみよう。男性の場合、三〇歳以上では半分近くの四七・〇八%が自らの姓名すら書けなかったが、二〇代では四二・五四%、一〇代では三九・五八%に下がった。女性の場合、それぞれ八九・二一%、八二・七四%、七七・〇二%である。三〇歳以上と二〇代の差が、男性で七・五%に留まるのに対して女性では一二・〇九%である。男女いずれにおいても年代が下がると非識字率が下がったことがわかる。

しかし、全ての郡区でそうなっているとは限らない。表3によれば、男性の三〇歳以上で非識字率が低い郡区は、熊本区、託麻・山鹿・山本郡で、いずれも二七～二八%前後であった。各郡区の三〇歳以上と一〇代の非識字率を比較すると、山鹿郡では八・九七%下がっているものの、託麻郡では二・二一%下がっているに過ぎない。山本郡ではほとんど変化がなく、熊本区では逆に一〇・六六%も上がって三七・三七%になっている。女性の場合、飽田・合志郡で二〇代より一〇代の非識字率が高くなっている。表3によれば、男性において世代間の非識字率の差が最も大きいのは上益城郡である。三〇歳以上で四〇・七六%だったのが、

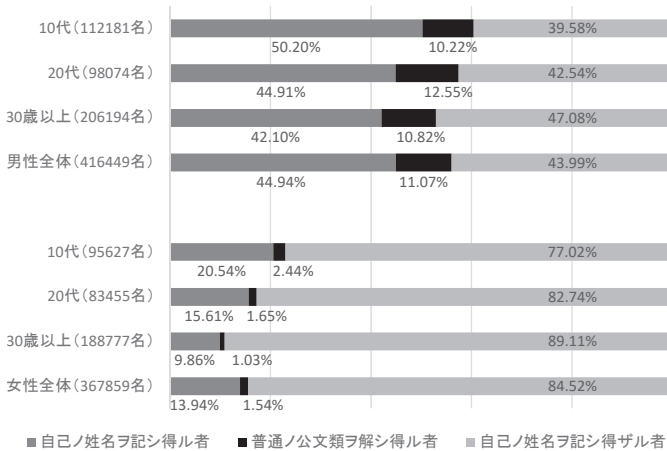


図3 性別・年齢層別にみた明治21年熊本県の識字状況



表3 熊本県の郡区別にみた世代による識字状況 (%)

郡区	年齢層	男性			女性		
		自己ノ姓名ヲ記シ得ル者	普通ノ公文類ヲ解シ得ル者	自己ノ姓名ヲ記シ得ザル者	自己ノ姓名ヲ記シ得ル者	普通ノ公文類ヲ解シ得ル者	自己ノ姓名ヲ記シ得ザル者
熊本区	10代	41.17	21.46	37.37	40.87	11.72	47.41
	20代	45.71	28.42	25.87	38.23	9.78	51.99
	30以上	42.61	30.68	26.71	33.37	6.29	60.34
飽田郡	10代	50.44	14.99	34.57	25.96	2.65	71.38
	20代	41.21	20.32	38.47	27.28	2.10	70.62
	30以上	46.40	15.77	37.83	17.09	1.41	81.50
託麻郡	10代	55.10	14.08	30.82	31.81	1.38	66.80
	20代	50.67	19.35	29.98	23.80	1.53	74.67
	30以上	57.52	13.87	28.61	17.54	1.11	81.35
宇土郡	10代	52.27	8.62	39.10	15.51	1.08	83.40
	20代	49.08	10.63	40.28	13.19	2.55	84.26
	30以上	40.44	12.49	47.07	10.32	1.01	88.67
玉名郡	10代	65.52	10.16	24.33	26.01	1.89	72.09
	20代	65.21	13.28	21.51	11.94	1.31	86.76
	30以上	58.82	10.22	30.96	10.14	0.88	88.99
山鹿郡	10代	66.99	14.34	18.67	32.42	7.38	60.20
	20代	64.09	15.29	20.61	23.25	1.87	74.89
	30以上	60.28	12.08	27.64	17.24	0.98	81.78
山本郡	10代	63.06	8.11	28.83	46.40	3.64	49.95
	20代	62.94	9.16	27.90	31.92	1.95	66.13
	30以上	61.87	9.36	28.77	20.34	0.79	78.87
菊池郡	10代	63.97	7.71	28.32	37.47	2.56	59.97
	20代	54.62	8.48	36.91	17.38	0.46	82.16
	30以上	49.23	10.43	40.34	12.26	0.47	87.26
合志郡	10代	55.03	11.95	33.02	32.31	2.35	65.34
	20代	50.42	16.95	32.63	34.15	2.44	63.42
	30以上	53.75	11.01	35.24	15.45	1.28	83.28
阿蘇郡	10代	56.39	10.10	33.50	24.19	2.16	73.65
	20代	49.02	9.98	41.00	13.74	1.17	85.09
	30以上	40.87	9.52	49.61	6.45	0.88	92.67
上益城郡	10代	66.46	10.02	23.52	16.63	2.72	80.65
	20代	55.07	10.88	34.05	10.48	1.13	88.39
	30以上	48.38	10.86	40.76	8.84	0.69	90.47
下益城郡	10代	51.28	9.86	38.86	11.96	1.22	86.82
	20代	50.86	11.73	37.41	7.96	1.18	90.86
	30以上	46.15	11.77	42.08	5.07	1.02	93.90
八代郡	10代	40.86	8.44	50.70	19.31	1.15	79.54
	20代	40.00	11.89	48.11	15.75	0.91	83.34
	30以上	34.57	8.94	56.49	12.39	0.47	87.14
葦北郡	10代	29.64	7.09	63.27	5.72	2.37	91.91
	20代	26.19	8.29	65.52	3.40	0.56	96.04
	30以上	19.89	6.85	73.26	2.00	0.43	97.56
球磨郡	10代	35.26	6.53	58.21	6.38	0.77	92.86
	20代	27.60	9.77	62.63	2.14	0.82	97.04
	30以上	20.68	9.52	69.80	0.79	0.54	98.67
天草郡	10代	36.52	5.05	58.42	3.80	0.22	95.98
	20代	29.78	5.47	64.75	2.37	0.07	97.56
	30以上	26.89	4.96	68.15	1.11	0.58	98.31

二〇代で三四・〇五%に、一〇代で二三・五二%へと下がっている。阿蘇郡でも、四九・六一%↓四一・〇〇%↓三三・五〇%と順調に下がっている。三〇歳以上の非識字率が七〇%前後と高かった葦北・球磨・天草郡では、いずれにおいても、一〇代で六〇%前後に下がっている。総じていえば、三〇歳以上で非識字率が低い郡では若い世代と

の差が小さく、三〇歳以上で非識字率が高い郡では若い世代との差が大きい傾向が看取できる。女性の場合、世代間の非識字率の差が大きいのは山本・菊池・山鹿郡である。差が小さいのは、宇土・葦北・球磨・天草郡などである。年齢層が若くなるほど非識字率が下がる現象は、就学率の上昇と併行して進んだことが推測される。しかし、熊本県では松方デフレによって明治一〇年代後半に就学率が低下した。明治一五年の五四・七七%（男七〇・七三%、女三七・八二%）から下がりが続けたため、一九年一〇月に学齡児童就学規則を定めたが、二〇年に四二・一〇%（男五八・五一%、女二五・〇四%）に下がり、最低を記録した。五〇%を超えるのは二五年以降で、二八年によくやく全国水準に達したという。<sup>32)</sup> 就学率の低迷は一〇代の識字状況に影響を及ぼしたことが考えられる。就学率が伸びていけば、一〇代の自署率をもっと高かったかもしれない。

一〇代の自署率と明治一六年の就学率との関係を郡区別にみると、表4のようになる。男性については、山鹿・菊池・山本・玉名郡では就学率・自署率ともに比較的高く、八代・葦北郡ではいずれも低くなっており、就学率と自署率の相関関係をうかがわせる。女性でも、山本郡のように就学率・自署率ともに比較的高い場合や、宇土・八代・葦北・天草郡のようにいずれも低い場合もある。しかし、球磨郡では男女ともに就学率が高いのに自署率は極めて低くなっている。特に女性では、就学率が六七・

表4 熊本県における明治21年の10代の自署率と明治16年の就学率との関係

	男性		女性	
	自署率	就学率	自署率	就学率
熊本区	41.17	62.06	40.87	48.72
飽田郡	50.44	54.78	25.96	25.58
託麻郡	55.10	65.93	31.81	35.50
宇土郡	52.27	63.00	15.51	19.34
玉名郡	65.52	75.56	26.01	41.05
山鹿郡	66.99	81.90	32.42	58.92
山本郡	63.06	83.10	46.40	58.51
菊池郡	63.97	85.10	37.47	60.99
合志郡	55.03	81.76	32.31	60.20
阿蘇郡	56.39	80.77	24.19	49.59
上益城郡	66.46	68.83	16.63	34.36
下益城郡	51.28	65.43	11.96	31.14
八代郡	40.86	55.20	19.31	19.03
葦北郡	29.64	55.25	5.72	21.73
球磨郡	35.26	84.87	6.38	67.49
天草郡	36.52	61.83	3.80	8.86

出典：自署率は明治21年『熊本県学事年報』、就学率は明治16年『熊本県統計書』による。

四九%と高かったにもかかわらず自署率は六・三八%にとどまった。

各年齢層における自署率の地域差に注目すると、男性では三〇歳以上で最高の山本郡と最低の葦北郡で四一・九八%の差があったのが、二〇代で三九・〇二%（玉名郡と葦北郡の差）に、一〇代で三七・三五%（山鹿郡と葦北郡の差）に、わずかずつではあるが、世代が若くなるにつれて地域間格差が縮まっている。女性では、三〇歳以上で最高の熊本区と最低の球磨郡で三二・五八%の差であったのが、二〇代で三二・〇一%（合志郡と球磨郡の差）に、一〇代で四二・六〇%（山本郡と天草郡の差）に、地域間格差が広がっている。これは、山本郡のように若い世代ほど自署率が顕著に伸びた郡と、葦北・球磨・天草郡のように一〇代でも未だ低いままに留まった郡との差が開いたためである。

公文理解率に関しては、女性の場合は世代低下とともに微増しているのに対して、男性では三〇歳以上で一〇・八二%、二〇代で一二・五五%、一〇代で一〇・二二%と、二〇代でわずかながら高めになっている。男女を問わず若い世代は、学校で漢字や文語を学ぶことによって公文類を読んで理解できるようになったと考えられる。また、二〇代の男性は、学校に就学しなくても漢学塾で学んだ可能性がある。<sup>34</sup>あるいは、教育機関への通学に関係なく、当時流通していた公用文集による学習の効用かもしれない。<sup>34</sup>

### 第三節 小学校の授業・試験にみる識字状況

#### (1) 音声言語に依拠した授業

江戸時代の手習塾では、子どもは個別学習によって、紙と毛筆による手習いを繰り返した。<sup>35</sup>明治期の小学校では、文字の読み書きが読方・習字・作文などに分かれ、一斉教授法に基づいた授業のなかで教えられた。筆記具も石盤と石筆に変わった。公教育のなかで児童はどのように読み書き能力を身につけていったのだろうか。

広島県沼隈郡金江村第八尋常小学校（現在の広島県福山市金江小学校）の明治二十一年の授業案のうち、第一学年の一月七日（土）から一〇日（火）までの三日間をとりあげて、文字をどの程度読み書きしたのか確認してみたい。<sup>36</sup>三日間とも、第一時算術、第二時修身、第三時読方、第四時習字、第五時作文である。

算術の時間は、七日に除法の初歩を授けた。「二個ノ蜜柑ヲ二人ノ児童ニ与フレバ一人各々幾個ツツナルヤ」の問いについて、教員が蜜柑を実物で、あるいは塗板に描いて提示し、児童と問答することが計画されていた。九日は暗算と運算を教えた。暗算については「決シテ石筆・石盤等ヲ取ラシメズ、各生徒皆手ヲ膝ニ置キテ暗算セシム」と、運算については「決シテ問題ヲ塗板ニ抄録セズ」という方針が採られた。それは、「常ニ黒板ニ書スルトキハ遂ニ習慣トナリテ取引スル際ニモ尚紙上ニ書キ留メザレバ出来ザルノ癖ヲ生ズ」という理由からであった。一〇日は加減法と除法について、各二問をもとに授業が行われた。加減法は、各児童に石盤を出させ、教員が口頭で問題を出して運算させた後、一、二名の児童の答えを塗板に書いてその可否を他の児童に尋ねた。除法二問については、その数のみを書いて示し運算させた。

修身については、七日は教員が孝子清七の談話をして、児童は「能ク行儀シテ聞ク」ことが求められた。清七の話は教科書に掲載されていたが、授業案には児童に教科書を開かせる指示は記されていない。九日は作法に関する内容を扱った。「朝起キ出ヅレバ何事ヲナスヤ」というテーマにもとづき、教員が全級生に向かって「平素行為セル所ヲ問答」し、数名に実践させようとして、他生に批評させた。一〇日は、教員が児童に、水呑みを破砕した子どもの話を聞かせようとして、その行為をどのように思うか尋ねる案となっている。

読方については、七日は教科書中の「水アリテ川トナリ川ハナガレテ海ニ入ル」という文章の学習がなされた。「川」について教員と児童が問答したのち、教員が新出文字を摘書して児童に尋ね、児童が知らなければ教えた。その後、各児童に書物を出させて読ませ、読めない部分について教員が教えた。全員が読み終えたら書物を閉じさせようとして、文字を摘書して児童の注意を促し、最後に講解をなした。九日もこの続きの文章をもとに、「野」について問答し、「ミ

ネ・林等」について談話して、児童に野や峰や林がどのようなものか観念を惹起した後、教員が新出文字を摘書した。その後、児童に書物を出させて各人に読ませ、知らなければ教えた。

習字については、七日は、「墨・竈・鍋・土瓶・火鉢・徳利」を教授する計画が立てられている。一年生にこのような漢字を学ばせることについて「僻村免レ難キノ悪習ナリ。何レ改正ノ目的ナリ」という釈明が記されている。方法は、教員が一字ずつ塗板に書いて、児童に読み方を問い、知らなければ教え、その後筆法を授けた。九日も続いて四、五名の児童に読ませた後、運筆の法を問い、その後講義を授けた。一〇日も継続された。

作文は、七日は「イス」をテーマにして、まず教員が実物をもとに談話して、児童が「椅子ハ腰ヲ掛ケル観念」を得た後、「イスハコシヲカケル」という俗語を文語に変換して綴らせることになっていた。文語を俗語と不分離に習得することが目指された。九日も、俗語を文語に筆記することが授けられた。一〇日は「きつね すむ所及び類」が扱われた。

右の授業案は、明治一九年九月「広島県小学教則」（県令甲第二三三号）<sup>37</sup> 第二二条の教旨に沿っている。実物について問答する開発主義教授法が採られた。すなわち、実物もしくはその代わりとなる絵によって問答をなして観念を開発した後に文字が授けられた。<sup>38</sup> 算術でも、塗板や石盤・石筆を極力使用しないようにしていた。文字に依拠するのではなく、音声言語による問答や談話などの方法が採られた。

添田晴雄は、日本の学習文化の特徴を「書字随伴型」と名付けた。江戸時代の手習塾で中心的であった書字随伴型学習は、明治初期に西洋の教授法や教具、カリキュラムなどの導入によって後退しかけたが、西洋で計算の道具に使用されていた石盤を、日本では文字練習の道具として使用したため、書字随伴型学習は継続されたと指摘する。<sup>39</sup> 鈴木貴史は、明治一〇年代の教授法書を検討した結果、問答教授法は音声言語の習得を目的として取り入れられたものの、日本では「ほぼすべての教科で文字によって示された知識が教授の目的となり、文字言語は暗記すべき対象として認識された」<sup>40</sup>と指摘している。しかし、右にみたように学校教育の現場では、音声言語優位の授業実践がなされており、

児童が授業で文字に触れる機会は限られていた。

## (2) 暗記を求める試験

明治五年の学制により小学校の試験が制度化されて、進級試験や卒業試験が課された。天野郁夫によれば、試験制度は明治一〇年代に全国に普及し、明治二〇年代初頭まで厳しく実施された。<sup>41</sup>試験は、児童にどのように読み書き能力の習得を課したのであろうか。

広島県安芸郡平谷村（現在の広島県安芸郡熊野町）平谷小学校に関する史料をもとに、明治一〇年代後半の試験の内容を検討してみたい。平谷小学校は、明治七年に教義館として発足し、同一三年に改称した。同一九年四月に熊野村の熊野小学校が出来庭・萩原・平谷の三校を合併してそれぞれを分教室としたのに伴い、熊野小学校平谷分教室となった。<sup>42</sup>平谷小学校の教員を務めていた佃家に、当時の試験問題や児童の解答用紙が残されている。

明治一六年の平谷小学校<sup>43</sup>は、坪数が一二坪で、学齢人員八二名に対して児童数は六五名、出席数は五七名（中等科一名、初等科五六名）であった。初等科の児童は、第一級が二名、第二級が四名、第三級が一名（一）、第四級が六名、第五級が一四名（四）、第六級が二九名（八）であった（括弧内は女子児童数で内数）。いまだ児童用の机はなく、近代学校の体裁は整っていなかったようである。教授用書として、『修身児訓』二冊、『修身初歩』三冊、『修身説約』九冊、『小学読本』五冊、『単語短句掛図』五枚、『小学生徒心得』一冊、『小学初等科作文必携』一冊、『小学初等科算術書』一冊が所蔵されていた。なお、明治一四年の安芸郡の就学率は約三四%で広島県下二三郡区のなかで最下位であった。<sup>44</sup>

明治前期の広島県の試験制度について、佃家文書から知れる範囲で確認しておこう。<sup>45</sup>まず明治九年三月に「下等小学試験法」（広島県公立師範学校）が出され、改級試験と尋常試験が設けられた。明治一四年一月に「広島県公立小学校試験規則」が示され、試験が尋常試験・定期試験・大試験の三種類に分けられた。尋常試験は「当月ノ課業ヲ試



ミ生徒ノ優劣ヲ判シ其座次ヲ進退スルモノニシテ毎月末之ヲ施行」して毎科三題を課す定めであった。定期試験は「其級ノ課業ヲ試ミ生徒ノ進否ヲ檢シ学階ヲ進ムルモノニシテ每学期末之ヲ施行」し毎科五題を課した。大試験は「小学課程ヲ卒フルノ後已ニ経歴セシ諸科ヲ試ミ生徒ノ得業ヲ換スルモノニシテ学階ヲ卒業スルノ後一ヶ月ノ温習ヲ経テ更ニ之ヲ施行」し毎科一〇題を課すとされた。明治一五・一六年の小学校教則・試験規則の改訂に伴って、尋常試験から月次試験へ改められ、さらに月次試験が日課試験に、定期試験が進級試験に改められた。

佃家には明治一〇年代の改級試験、尋常試験、定期試験、月次試験、日課試験、進級試験などの問題や児童の解答用紙が残されている。<sup>(46)</sup> いずれの試験も、修身・読方(読書)・算術・書取・作文・習字の問題が準備されているが、修身と読方については口頭で実施されたくく解答用紙は残っていない。

明治一七年六月「小学初等科第三四五六級進級試験書類」によれば、第六級から第三級までの毎級について、修身三問、読書三問、作文二問、習字一問、算術四問が設定されている。作文の問題に注目すれば、第六級が「ほん」「すみ」、第五級が「蜂」「硯」、第四級が「算盤」「米」、第三級が「砥石」「猪」となっている。これらの試験問題は、平谷小学校で教授用書として使用された『小学初等科作文必携』中の文章に対応している。同書には、第五級に適した三六短句が掲載されているが、そのなかに「蜂ハ毒の針あり」と「硯ハ墨をする具なり」がある。第四級に適した三三の「仮名交り文」のなかに、「算盤」と「米」から始まる文章が含まれている。第三級に適した二七の「仮名交り文」には「砥石」と「猪」から始まる文章が掲載されている。<sup>(47)</sup>

明治一八年一二月二八日実施「日課試験問題綴」によれば、第六級から第二級までの毎級について、修身二問・読方二問・作文一問、習字一問、算術二問が設定されていた。そのなかで第六級についてみると、修身は、「孝とハ如何、途中師友及知人に遇ふトキハ如何ナス也」、「我家ヲ出ルトキハ父母に礼ハ如何、帰リシトキハ如何又其何為ニ礼スルヤ」というものであった。読方は、「アイウエヲ」と「もせすん」である。五十音というはからの出題である。作文は、「にはとり」について文章を書かせる問題であった。習字は「うちは」を書かせた。算術は、「五ト三ト加フ、七つよ

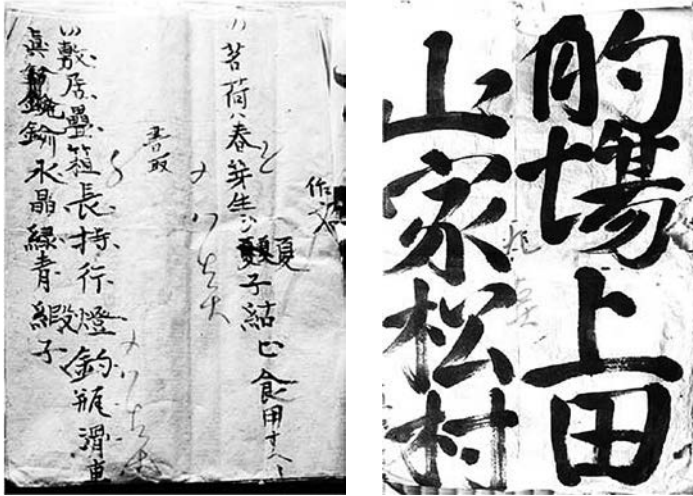


図4-1 児童U（明治19年12月当時11歳、第三級）の  
習字・作文・書取の答案（佃家文書）

註：習字には「九点」、作文には「八点」、書取には「八点」の点数が朱で書き入れられている。

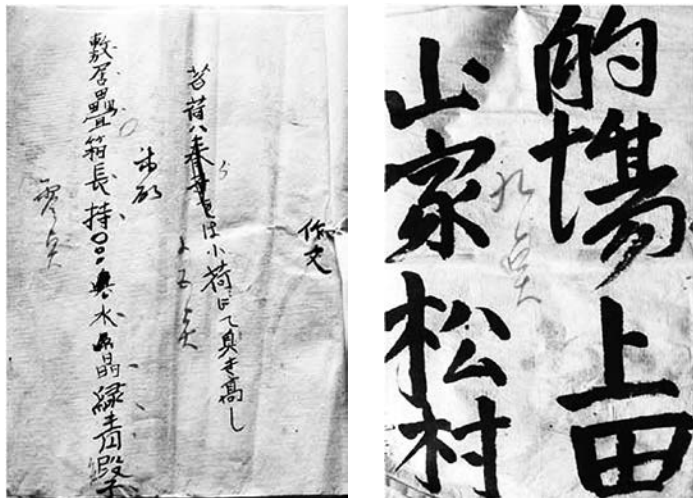


図4-2 児童S（明治19年12月当時10歳、第三級）の  
習字・作文・書取の答案（佃家文書）

註：習字には「九点」、作文には「五点」、書取には「零点」の点数が朱で書き入れられている。



り五をひく、「十一、八、七」という問題が課された。作文については、第六級の「にはとり」、第五級の「蚊」、第四級の「庖刀の公用」、第三級の「鹿」、第二級の「机の原の公用及ヒ近來の公用」のいずれも、『小学初等科作文必携』から出題されている。

作文の試験問題に注目すると、日課試験でも進級試験でも『小学初等科作文必携』から出題されたことは間違いない。児童は、授業で教えられた『小学初等科作文必携』のなかの文章を暗記して試験で解答することが求められたのであろう。明治二二年三月に実施された試験の答案から作文の解答とその点数を例としてあげると、「桜ハ三月花ヲ開タル者ナリ」(四〇点)、「桜ハ春花ヲ開ク者ナリ」(四五点)、「桜ハ我国ノ名花ニシテ其賞ス」(七〇点)、「桜ハ我國ノ名花ニシテ其花賞ベシ」(二〇〇点)といったように似た解答が並んでいる。この場合も、手本となる文章があり、その模範文に近い解答が求められたことがうかがえる。

明治一六年五月に広島県から学務委員宛に出された訓示のなかに、「小学科ノ教授 付試験」(明治十六年県布達)という項目が立てられており、そのなかで「学理ヨリモ寧ロ実用ヲ主」とすべきことが強調されたうえで、「諸科ノ問題」に関して以下のように記されている。

作文算術等ノ如キハ徒ラニ曾テ添削ヲ受ケシ章句文字ヲ記シ解説ヲ聞キタル算則術ノ式等ヲ記スルノミニテハ日常ノ用ニ適セサルモノナルカ故ニ右等ノ試題ハ可成的従前授ケ置キタルモノヲ避ケ其応変活用ヲ試ムヘシ、又今ノ試験ヲ行フモノ其方法ノ簡便ナルト答詞ノ得失瞭然タル等ノ故ヲ以テ筆答ヲ用フルモノ甚タ多シ、然ルニ其弊亦随テ生シ其極ヤ文字ヲ以テ文字ニ答ヘ学問ノ本旨ヲ忘レテ試験ノ答文ヲ記スルニ勞シ、試ミニ其問題答詞ノ意義何如ヲ問ヘハ茫然一辞ヲ措ク能ハサルモノ往々之アリ、深ク戒メスンハアルヘカラサルナリ

本来の試験は、授業で教えた内容を避けて、児童に応用問題を課すべきであるが、現状はそうになっていないことを指摘している。現状では、試験方法や採点方法の簡便性から筆記試験が多用されていたことがうかがえる。文字に対して文字で答える試験法は学問の本旨を失わせ、児童の「日常ノ用」から遠ざけるものと批判している。

## おわりに

明治二一年の熊本県の識字状況は、他県と比較すると、第一に識字率（他県の「自署率」に相当）が低いこと、第二に一区一五郡の格差が大きく、また男女間の格差が大きいことが特徴的であった。特に県南部の球磨・天草・葦北郡は、男女ともに世代を問わず、非識字率が顕著に高かった。学校教育を受けた若い年代では自署率があがったことから、三〇歳以上層に比べて地域間格差が縮まることが予想された。しかし、一〇代女性に関しては自署率の伸びが鈍い郡と顕著に伸びた郡との差が拡大していた。熊本県では就学率が低く、特に明治一〇年代後半は松方デフレを背景にその傾向が進んだためか、明治二一年の段階では学校教育が識字率の地域格差や男女差を解消させる方向には向かっていなかった。むしろ、学校教育の拡充が自署率の地域格差を広げる作用を及ぼしたことは注目すべきである。

明治二一年の広島県沼隈郡の小学校では、開発主義教授法の影響が色濃く、音声言語による実物を介した問答が主で、極力文字を使用しない授業がなされていた。明治一〇年代後半の広島県安芸郡の小学校試験は、作文を中心に検討したところ、日ごろの授業で学んだ文章を暗記していれば答えられる問題が課されていた。また、毎月あるいは進級に伴って実施された試験のいずれにおいても、問題数が少なかった。このような試験問題を課すことで、どれほどの知識の定着がはかられたか疑問ではあるが、少なくとも答案用紙に毎回記名することによって、児童の自署率の向上に貢献したことは間違いない。

江戸時代の手習塾における手習いは、文字を覚えながら社会生活や職業に必要な知識や道徳的心得を身につけることができた。<sup>48</sup> 反面、一日を同じ文字の練習に費やし、進度はゆるやかなものであった。<sup>49</sup> 江戸時代は「文字社会」<sup>50</sup>と言われているが、身分や職業、性別によって文字から排除された人びとも存在した。そのような社会で手習いを一定期間学んだとしても、その後の継続した使用がなければ文字を使いこなすことは困難であった。<sup>51</sup> 近代学校教育においては欧米の教育課程が導入されて語学学習に関わる教科が細分化されたが、明治中期の小学校では毎日の授業や毎月の

試験で必ずしも多くの文字を読み書きする必要に迫られたわけではなかった。ただ、学校に通い続けることで、また学校を出たあとも、階層・職業や性別に関わらず文字を使うことが求められる社会のなかで生活することによって、文字の読み書き能力を継続させることが可能だったのではないだろうか。

授業案や試験関連史料から文字の読み書き教育がどのようにおこなわれたかを探る研究はもっと進められなければならないと考えるが、本稿ではじゅうぶんに検討できず、課題として残った。

## 註

- (1) 各県の調査を扱った研究には以下のものがある。小林恵胤「明治一四年の識字調―当時の北安曇郡常盤村の場合―」『長野県近代史研究』五、一九七三年。八鍬友広「一九世紀末日本における識字率調査―滋賀、岡山、鹿児島県の調査を中心として―」『新潟大学教育学部紀要 人文・社会科学編』三二―一、一九九〇年。同「滋賀県伊香郡における一八九八年の識字率」『新潟大学教育学部紀要 人文・社会科学編』三四―一、一九九二年。同「近世社会と識字」『教育学研究』七〇―四、二〇〇三年。同「明治期日本における識字と学校―国民国家とリテラシー―」松塚俊三・八鍬編『識字と読書―リテラシーの比較社会史―』昭和堂、二〇一〇年。同「明治期滋賀県における自署率調査」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』六四―二、二〇一六年。川村肇「明治初年の識字状況―和歌山県の事例を中心として―」大戸安弘・八鍬友広編『識字と学びの社会史―日本におけるリテラシーの諸相―』思文閣出版、二〇一四年。リチャード・ルビンジャー（川村肇訳）『日本人のリテラシー』一六〇〇―一九〇〇年』柏書房、二〇〇八年。島村直己「近代日本のリテラシー研究序説」『国立国語研究所報告一〇五 研究報告集一四』一九九三年。斉藤泰雄「識字能力・識字率の歴史的推移―日本の経験―」『国際教育協力論集』一五―一、二〇一二年。
- (2) 八鍬前掲註(1)、川村前掲註(1)。
- (3) 八鍬前掲註(1) 二〇一〇年。八鍬前掲註(1) 二〇〇三年・二〇一六年は、自己の姓名を書くことができて、必ずしも不自由なく読み書きできるとは限らないとする。そのため、「自己ノ姓名ヲ記シ得ル者」の割合を、識字率と区別して「自署率」としている。

- (4) 清川郁子「リテラシーの普及と「壮丁教育調査」」川合隆男編『近代日本社会調査史Ⅱ』慶応通信、一九九一年、三一頁。
- (5) 寺本広作編『熊本県史近代編第二』熊本県、一九六一年、七二五～七二七頁。熊本県教育会編『熊本県教育史中巻』臨川書店、一九七五年、四九三～四九五頁。
- (6) 川村前掲註(1)。
- (7) 八鍬前掲註(1)一九九〇年、ルビンジャー前掲註(1)。
- (8) 八鍬前掲註(1)二〇一六年。
- (9) 八鍬前掲註(1)二〇〇三年。
- (10) 小林前掲註(1)。
- (11) 詳細は八鍬前掲註(1)一九九〇年にまとめられている。
- (12) 橘南谿著・宗政五十緒校注『東西遊記二』(東洋文庫)平凡社、一九七四年、二五三頁(補遺九九愚痴(鹿児島))。
- (13) 宗政五十緒「解説」橘南谿著・宗政五十緒校注『東西遊記二』(東洋文庫)平凡社、一九七四年、二七二頁。
- (14) 八鍬前掲註(1)一九九〇年、二〇頁。
- (15) 八鍬前掲註(1)二〇一〇年。
- (16) 本稿で使用した学事年報や統計書は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧した。
- (17) 『警察要務初編』熊本県警察署、一八八五年、四六〇頁(国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧)。「現行警察類典 上之甲」熊本県警察部、一八九二年、一八三～一八五丁(熊本県立図書館所蔵3174)。手塚豊監修・熊本県警察史編さん委員会編『熊本県警察史第一巻(明治編)』熊本県警本部、一九七九年、四八六～四九〇頁(戸口調査)。
- (18) 「熊本県公文類纂第一類」(「明治廿一年熊本県公文類纂第一類統計書原簿」、熊本県立図書館所蔵複製1-209)中の「第一五 警察区画」および「第一七八警察署及警察官」による。
- (19) 高橋益代「明治期を中心にした日本の人口統計資料について」『経済資料研究』一四、一九八〇年、一九頁。
- (20) 前掲註(17)「戸口調査準則並心得」。
- (21) 「千葉県徴兵検査検丁教育比較表」『統計集誌』五七、東京統計協会、一八八六年、一五八～一五九頁(国立国会図

書館デジタルコレクションで閲覧)。

(22) 『文部省第十六年報』三五頁によって九区分を示すと以下のようになる。往来物四則算⇨往来文ヲ裁シ四則算ヲナシ得ルモノ、往来物加減算⇨往来文ヲ裁シ加減算ヲナシ得ルモノ、四則算自姓名⇨姓名ヲ記シ四則算ヲナシ得ルモノ、自姓名加減算⇨姓名ヲ記シ加減算ヲナシ得ルモノ、往来物⇨往来文ヲ裁シ得ルモノ、四則算⇨四則算ヲナシ得ルモノ、加減算⇨加減算ヲナシ得ルモノ、自姓名⇨姓名ヲ記シ得ルモノ、教育ナキモノ⇨書算ヲナシ得サルモノ。

(23) 『明治廿二年徴兵適齡受檢者教育有無調』(『石川県第十七学事年報』)。

(24) 『京都府徴兵学力試験成績表』『大日本教育会雑誌』九二、一八八九年、九七七〜九七九頁。なお、復刻版(『近代日本教育史資料叢書 史料篇一』宣文堂書店、一九六九年)による。

(25) 谷内星七『普通教育ト兵役』『私立石川県教育会雑誌』四、一八九九年、九二頁。『私立石川県教育会雑誌』は金沢大学図書館所蔵。この記事は、石川県教育史編さん委員会編『石川県教育史第一巻』石川県教育委員会、一九七四年、七六八頁で紹介されている。

(26) 『熊本県公文類纂第一類』(複製「209」)第二四「本籍人員ノ族籍」によれば、明治二二年の熊本区の士族の割合は、男性は二五・三%、女性は二六・九%であった。二番目に士族の割合が高い託麻郡では男性で一六・八%、女性で一六・九%を占めた。次いで、飽田郡では男性一一・八%、女性一二・三%、阿蘇郡では男性一〇・四%、女性一一・五%であった。「平民」に比べて士族の識字率が高かったことは先行研究で指摘されている。また、『熊本県学事年報』に掲載された在監人を対象とした調査結果からも明らかである。女性については人数が少ないため、男性についてのみ表5に掲げる。

(27) 郡村誌の詳細に関しては、圭室諦成「解説 玉名郡村誌を中心として」(田辺哲夫編集校訂『肥後国玉名郡村誌』玉名民報社、一九五八年)を参照。刊行された郡村誌として、圭室諦成校訂『肥後国郡村誌抄 上・中・下巻』(熊本女子大学歴史学研究所、一九五九・一九六〇年)、坂口一男監修・卯野木盈二校訂『肥後国宇土郡村誌抄』(同、一九七二年)、同『肥後国求麻郡村誌』(同、一九七六年)がある。

(28) 熊本県の地勢に関する記述は、『熊本県公文類纂第一類』(複製「209」)の「土地 第一地勢」などによった。

(29) 『熊本県公文類纂第一類』(複製「209」)第三六「農業者」によれば、球磨郡では農業専業の割合が男性で七五・三%、

- 女性で九五・九%と高い。次いで、菊池郡で男性七三・五%・女性七四・一%、阿蘇郡で男性七四・八%・女性七五・九%であり比較的高かった。
- (30) 『熊本県公文類纂第一類』(複製1-200)第七七「漁戸及漁人」によれば、明治二十二年の宇土郡では漁業に携わる割合が男性で二一・四%、女性で一七・七%であった。天草郡では男性で一五・七%、女性で六・七%であり、漁業に携わる人の割合が高かった。
- (31) 八嶽前掲註(1)二〇〇三年。
- (32) 玉名市著・発行『玉名市史 通史篇下巻』、二〇〇五年、二九四頁。
- (33) 池田雅則(『私塾の近代―越後・長善館と民の近代教育の原風景―』東京大学出版会、二〇一四年)によって明治前期に漢学塾が隆盛したことが指摘されており、小久保明浩(『塾の水脈』武蔵野美術大学出版局、二〇〇四年)は学制期の小学校に通学の傍らで漢学を学ぶ慣習があったことを指摘している。
- (34) 明治期の公用文集普及については、鹿島美千代「明治時代における公用文リテラシーの形成」『桜花学園大学人文学部研究紀要』一四、二〇一二年)や、八嶽友広「明治期の往来物に関する研究―書式文例集の展開―」(『東北大学大学院教育学研究科研究年報』六二―一、二〇一三年)を参照。
- (35) 手習塾での文字学びの詳細については、鈴木理恵「近世後期における読み書き能力の効用―手習塾分析を通して―」(かどやひでのり・あべやすし編『識字の社会言語学』生活書院、二〇一〇年)を参照。
- (36) 福山市史編さん委員会編『福山市史 近代現代資料編Ⅲ教育・文化』

表5 熊本県における在監人を対象とした教育調査結果

年 (明治)	族籍 (人数)	調査項目とその割合(%)				
		自己ノ氏名 ヲ記シ得ル モノ	普通ノ公文 ヲ受ケタル モノ	一年以上曾 テ小学校就 学セシモノ	小学科ヲ卒 業セシモノ	全く不文ニシ テ其氏名ヲ記 シ得ザルモノ
22年	土族 (76)	17.1	59.2	6.6	14.5	2.6
	平民 (2,023)	32.2	4.3	2.3	0.4	60.8
23年	土族 (68)	35.3	36.8	8.8	1.5	17.6
	平民 (1,937)	34.0	3.3	2.2	0.3	60.2
24年	土族 (86)	39.5	26.7	3.5	9.3	20.9
	平民 (2,177)	30.5	3.5	2.4	0.5	63.1

出典：明治22年～24年『熊本県学事年報』記載の以下の調査結果をもとに作成。  
 明治22年：「熊本県監獄已決在監人中教育ヲ受ケタルモノト否トノ比較調」  
 明治23・24年：「熊本県監獄已決在監中教育ヲ受ケタルモノト否トノ比較郡市別調」

福山市、二〇一五年、三五―三八頁。史料（授業案）や学校については、井上快・鈴木理恵「開発主義教授法に基づく修身科教育の地方的展開―広島県沼隈小学区第八尋常小学校に着目して―」『教育学研究紀要』(CD-ROM版) 六二、二〇一六年を参照。

(37) 広島県学務課編『学事法規』松村善助、一八八七年（国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧）。

(38) 大田義弼・竹本重雄「開発主義小教授法」松村善助、一八八四年（国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧）。

(39) 添田晴雄「後退しかける書字随伴型学習」「石盤の導入と普及」「文字と音声の比較教育文化史研究」東信堂、二〇一九年。

(40) 鈴木貴文「書字教育における言語的実用性の再評価」『近代日本書字教育史研究―初等教育における二元的書字教育論の形成過程―』風間書房、二〇二一年、一〇二頁。

(41) 天野郁夫『試験の社会史―近代日本の試験・教育・社会―』東京大学出版会、一九八三年。明治前期の小学校試験については以下の研究がある。斎藤勝雄「明治時代における栃木県の教育について―小学校の試験を主として―」『宇都宮大学学芸学部研究論集第一部』一五、一九六五年。堀松武一「明治前期における小学試験法の実態」『教育学研究』三八―二、一九七一年。宮川秀一「明治前期における小学校の試験」『大手前女子大学論集』二〇、一九八六年。

(42) 広島県安芸郡熊野町編・発行『熊野町史 通史編』、一九八七年。

(43) 平谷村学務委員により作成された、明治一六年「諸願伺進達書類控簿」（佃家文書）による。

(44) 広島県編・発行『広島県史 近代Ⅰ』、一九八〇年、五五四頁。

(45) 明治一四年一月丙第六号（「明治十四年度県布達書控」）、明治一五年四月甲第九三号（明治一五年「県郡布達」）、同一六年五月甲第五三号・同年六月甲第六四号（「明治十六年県布達」）による。いずれも佃家文書である。

(46) ただし、試験問題と解答用紙が対応して残されているわけではない。

(47) 広島県学務課校閲、尾野漸・渡部勉吉編『小学初等科作文必携』松村善助、一八八二年（国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧）。

(48) 辻本雅史「文字社会の成立と出版メディア」辻本雅史・沖田行司編『教育社会史』山川出版社、二〇〇二年。



- (49) 八鍬友広「近世民衆の人間形成と文化」辻本雅史・沖田行司編『教育社会史』山川出版社、二〇〇二年、二二一頁。  
鈴木前掲註(35)。
- (50) 辻本前掲註(48)。
- (51) 八鍬前掲註(49)二一六頁。八鍬友広「識字の歴史研究と教育史」『教育思想』四五、二〇一八年。
- (52) 望月久貴『明治初期国語教育の研究』溪水社、二〇〇七年。

#### 〈付記〉

本稿は、JSPS科研費JP15H03471の研究成果である。本稿作成にあたり広島県安芸郡の佃家において史料調査をさせていただき、同家所蔵文書を本稿で使用させていただいた。記して謝意を表す。